

公共調達等の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
近畿厚生局第二庁舎事務室賃貸借契約(7階・8階部分)	支出負担行為担当官 近畿厚生局長 丸山 浩 大阪市中央区大手前4-1-76	平成29年4月1日	株式会社リヒトラブ 大阪市中央区農人橋1-1-22	1120001077594	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 前年度に引き続き当該庁舎を利用することが必要であることから、契約の性質が競争を許すものではなく、当該契約相手方と随意契約するもの	55,725,144	55,725,144	100%	0人				28年度随意契約
近畿厚生局京都事務所事務室賃貸借契約	支出負担行為担当官 近畿厚生局長 丸山 浩 大阪市中央区大手前4-1-76	平成29年4月1日	株式会社りそな銀行 大阪市中央区備後町2-2-1	6120001076393	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 前年度に引き続き当該庁舎を利用することが必要であることから、契約の性質が競争を許すものではなく、当該契約相手方と随意契約するもの	16,258,440	16,258,440	100%	0人				28年度随意契約
近畿厚生局奈良事務所賃貸借契約	支出負担行為担当官 近畿厚生局長 丸山 浩 大阪市中央区大手前4-1-76	平成29年4月1日	日本生命保険相互会社 大阪市中央区今橋3-5-12	3120005007273	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 前年度に引き続き当該庁舎を利用することが必要であることから、契約の性質が競争を許すものではなく、当該契約相手方と随意契約するもの	7,684,368	7,684,368	100%	0人				28年度随意契約
近畿厚生局和歌山事務所賃貸借契約	支出負担行為担当官 近畿厚生局長 丸山 浩 大阪市中央区大手前4-1-76	平成29年4月1日	三井住友海上火災保険株式会社 東京都中央区新川1-16-3	6010001008795	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 前年度に引き続き当該庁舎を利用することが必要であることから、契約の性質が競争を許すものではなく、当該契約相手方と随意契約するもの	4,392,899	4,392,899	100%	0人				28年度随意契約
複合機・プリンター 消耗品単備契約	支出負担行為担当官 近畿厚生局長 丸山 浩 大阪市中央区大手前4-1-76	平成29年4月3日	株式会社富士通マーケティング・オフィスサービス 大阪府大阪市北区梅田3-3-10	7010001084893	予算決算及び会計令第99条の2(不随契約)	3,584,034	3,555,738	99%	0人				
平成29年度麻薬・覚醒剤乱用防止運動わかやま大会のテレビ放送等に係る業務の委託契約	支出負担行為担当官 近畿厚生局長 塚原 太郎 大阪市中央区大手前4-1-76	平成29年11月16日	株式会社テレビ和歌山 和歌山県和歌山市栄谷151番地	2170001002191	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 和歌山県と株式会社テレビ和歌山との間で契約が締結されていることから、テレビ放映権等を所有している当該契約相手と随意契約するもの。	2,386,800	2,386,800	100%	0人				
官報落札者等の公示掲載料(高速液体クロマトグラフ質量分析計1式賃貸借)	支出負担行為担当官 近畿厚生局長 塚原 太郎 大阪市中央区大手前4-1-76	平成30年2月6日	独立行政法人 国立印刷局 東京都港区虎ノ門二丁目2番5号	6010405003434	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 契約の相手方が独立行政法人国立印刷局に限られ、競争を許さないため。	21,606	21,606	100.0%	0人				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。